

令和7年度 第2回 国分寺市都市計画審議会 議事録

日 時：令和7年11月20日(木) 午前10時30分～午前11時15分

会 場：国分寺市役所 5階 第1・2委員会室

- 次 第：1. 開 会
2. 配布資料確認等
3. 議事録署名委員の指名
4. 諮問事項
 諮問第2号 国分寺都市計画緑地の変更について
 諮問第3号 国分寺都市計画生産緑地地区の変更について
5. その他
6. 閉 会

出席委員（15名）

会 長：星 卓志（第1号委員）

会長代理：田中 政義（第2号委員）

出席委員：【第1号委員】

【第2号委員】

【第3号委員】

遠藤 誠司

久保 けいこ

植田 和秀

梶野 賢一

寺嶋 たけし

和田 秀司

加藤 博

鳥居 あかね

田和 洋太

はせべ 豊子

藤賀 雅人

松岡 まり

吉原 一彦

欠席委員（1名）：【第1号委員】牛山 久仁彦

市出席者：加藤 政幸（まちづくり部長）

岡沢 法彦（緑と公園課長）、井上 健次（緑と公園課公園緑地係長）

事務局：三田 俊子（まちづくり計画課長）、小川 登（まちづくり計画課計画担当係長）、

小野村 和（まちづくり計画課計画担当）、中川 雅史（まちづくり計画課計画担当）

傍聴者：なし

1. 開 会

会長より開会宣言

2. 配布資料確認

3. 議事録署名委員の指名

久保委員が会長より指名される

4. 諮問事項

会 長：諮問事項に入る。諮問事項について、まちづくり部長より説明を願いたい。
(まちづくり部長より諮問説明)

●諮問第2号

会 長：諮問第2号 国分寺都市計画緑地の変更について担当より説明を願いたい。
(緑と公園課 公園緑地係長より資料を基に説明)

会 長：質問・意見等あるか。

は せ べ 委 員：資料7ページの説明会、9ページの意見書と、防犯対策に関する意見が出ており、その点で、NPO 法人が「スタッフを置くことも可能」と防犯対策の面も含め、有効的な申出が出されているように感じている。人の目による防犯対策ができれば望ましいと思っているが、現時点で何か検討していることはあるか。

公園緑地係長：現時点で、検討していることはない。次年度市民懇談会を開催し、実際に活動されている市民団体の方々の様々な意見を伺いながら、令和9年度に設計作業に入る予定で進めていく。

は せ べ 委 員：防犯対策の問題は市民にとって大事なところであり、今後この緑地をどう生かしていくか、慎重な検討をお願いしたい。

久 保 委 員：現在、この樹林地については、夜間、真っ暗闇であるため、防犯面に懸念がある。また、西町しばざくら公園では、近隣の宅地に住む方や、中学生などが話し合いの場として、活用をされていると聞いている。いろいろな点で市民の声を確認しながら丁寧に検討してもらいたい。

松 岡 委 員：意見書の2件目のところで、NPO 法人からの意見及び申出があるが、整備に対する意見や要望だけでなく、このような申出についても、来年度の市民懇談会で改めて出してほしいということか。

公園緑地係長：今回、意見書をいただいた NPO 法人と同一であるかは、わからないが、市内の公園で、NPO 法人が週1回、子どもたちなどが集まれる場を設けており、そこでは公園の見守りも兼ねて行われている。今後、周辺で活動している団体等のご意見をいただきながら、利用者に快適な緑地を提供できるよう検討を進めたい。

松 岡 委 員：意見を出された方々に、今後の市民懇談会などに出ていただけるよう周知してもらいたい。

鳥 居 委 員：東元町では里山の保全といった、個人宅の裏の里山に地域の方々の任意団体が入って保全活動をやっている事例がある。緑に関わりたい、山の保全に関わりたいという高い熱意で活動されている。このような任意団体や NPO 法人

の方が、ぜひ何らかの形で関わっていただけるような関係性を、前向きに検討していただきたい。

会 長：他にあるか。ないようなので、諮問事項2の都市計画緑地の変更について、賛成の方は、挙手を願う。

＜全員賛成＞

会 長：賛成多数で同意することとする。

●諮問第3号

会 長：次に諮問の第3号国分寺都市計画生産緑地地区の変更について説明を願う。
(まちづくり計画課計画担当より配布資料及びスクリーンの資料にて説明)

会 長：何か質問、意見等あるか。

はせべ委員：資料5ページの新旧対比表の243番と257番について、追加または削除の対象ではなく、計画図にも詳細の記載がない。どのような変更なのか説明してほしい。また、23ページ記載の説明会の開催で、参加者から何かご意見がなかったか確認したい。

まちづくり計画担当：質問1点目について、生産緑地では、追加当時の公募面積と実測面積とが異なる場合がある。そのような測量を行ったことにより明らかになった面積の誤差については、区域自体に変更が無い場合、都市計画変更を伴う追加や削除ではなく、精査として面積の誤差を修正する手続となる。質問をいただいた2つの地区については、この精査のみを行った地区となっており、新旧対照表のみの記載となっている。2点目については、説明会の参加者から意見はなかった。

吉原委員：資料11ページの196番について、追加のみを行う区域として赤色で示したあぜ道のような土地があるが、その右下の199番のあぜ道のような土地はそのまま指定されていないのはなぜか。指定基準を伺いたい。

まちづくり計画担当：生産緑地の指定基準では、一団の考え方として、道路や水路が介在していても、幅員6m以内であれば、個々の農地面積の要件なしで、一団として生産緑地に指定できる。また、幅員6メートル以上の道路等が介在している農地であっても、おおむね同じ街区で、農地面積が100㎡以上であれば、一団とみなし、生産緑地として指定することが可能となっている。今回、追加を行う196番については、市の所有だった赤道の土地が付け替えにより、隣接する農地所有者の所有となり、生産緑地への追加意向があったため、「国分寺市生産緑地地区指定方針及び指定基準」に基づき、生産緑地に追加したという形である。

吉原委員：199番のあぜ道については、そのまま赤道として残っているのか。

まちづくり計画担当：お見込みの通り。付け替えや廃道を行っていないため、そのまま残っている。

会 長：196番の追加のみを行う区域では、不特定多数の人は通行できる機能は有しているか。

まちづくり計画担当係長：赤道については、農地と一体的に見えるような道が多く、一般の方から見れば、道路があるようには見えにくいところではあるが、位置づけとしては、市道であるため、不特定多数の人が通行できる機能を有している。ただし、

今回の箇所については、戸倉通りの歩道拡幅整備に伴い、付け替え交換を行ったため、廃道により、市の所有から農家さんの所有へ変わっており、不特定多数の人が通行できる機能はなくなっている。

会 長：196番の追加箇所については、不特定多数の人が通行できたけれど、付け替え交換によって、通行できなくなったということを理解した。

寺 嶋 委 員：同じく196番で追加を行った箇所について、道が続いている途中まで追加をしたように見えるが、建設中の道路にかかっている部分は今回追加を行っていないということか。

まちづくり計画担当：国3・2・8号線は現在整備中のため、道路にかかる部分については、すでに都が所有し、整備を進めている。今回の追加箇所については、それ以外の赤道区間について、市が戸倉通りの歩道拡幅整備に伴い付け替え交換を行った箇所である。

田 和 委 員：196番の今回指定する箇所については、もう人は通れない、赤道ではない、との理解でよいか。

まちづくり計画担当係：その通りである。

和 田 委 員：資料16ページの135番の今回削除のみを行うところは、接道も何もしていないように見えるが、どういう土地か。

まちづくり計画担当係：平成27年度版地形図を下図として計画図を作成しているため、最新の情報が反映されていないが、北側の畑部分については、すでに宅地開発され、今回の削除箇所に道路が接している。今回の宅地開発では、それを伸ばす形である。

会 長：他にあるか。ないようなので、諮問事項3の生産緑地地区の変更について賛成の方、挙手を願う。

<全員賛成>

会 長：賛成多数で同意することとする。

5. その他

事 務 局：今年度の都市計画審議会は今回が最後の予定。来年度の第1回都市計画審議会は8月頃を予定している。日程調整等は追って連絡する。

6. 閉 会

会長より閉会宣言

国分寺市都市計画審議会運営規則第3条の規定により、ここに署名する。

国分寺市都市計画審議会会長

星 卓志

国分寺市都市計画審議会委員

久保 けいこ